

議案第54号説明資料

令和2年11月30日

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

資料

制定概要	1～2
制定内容	2～6
改正法施行通知	参考1
関係法令	参考2

選挙管理委員会

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

1 制定概要

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されることに伴い、町村議会議員選挙及び町村長選挙における立候補者の選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成に係る費用について、条例を制定することにより選挙公営の対象とすることができることとされたので、立候補に係る環境の改善を図るため「大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を制定するものです。

公職選挙法の改正概要

町村議会議員選挙において、供託金が導入されるとともに、各町村にて条例を定めることにより、選挙公営（公費負担）が実施できることとなりました。

1. 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

①選挙運動用自動車の使用（法第141条第8項）

②選挙運動用ビラの作成（法第142条第11項）

③選挙運動用ポスターの作成（法第143条第15項）

公営対象

2. 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁（上限1,600枚）（法第142条第1項第7号）

3. 公営対象拡大に伴う措置として、町村議会議員選挙における供託金制度の導入（15万円）（法第92条第1項第9号）

法改正に伴う町村の選挙における公営拡大

区分	公営の有無			供託金額	備考
	選挙運動用自動車	選挙運動用ポスター	選挙運動用ビラ		
市長選挙	○	○	○	100万円 (※1)	※1 政令指定都市の市長選挙は240万円
市議会議員選挙	○	○	○	30万円 (※2)	※2 政令指定都市の議会議員選挙は50万円
町村長選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	× ↓ ○	50万円	
町村議会議員選挙	× ↓ ○	× ↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象	— ↓ 供託金導入 15万円	

【参考】通常葉書とビラの頒布枚数（法第 142 条）

区 分	通常葉書	ビラ
指定都市の市長選挙	35,000 枚	70,000 枚
指定都市の市議会議員選挙	4,000 枚	8,000 枚
指定都市以外の市長選挙	8,000 枚	16,000 枚
指定都市以外の市議会議員選挙	2,000 枚	4,000 枚
町村長選挙	2,500 枚	5,000 枚
町村議会議員選挙	800 枚	1,600 枚

【参考】法定得票数と供託物没収点

区 分	法定得票数(法第 95 条)	供託物没収点(法第 93 条)
指定都市の市議会議員選挙	$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員の定数}} \times \frac{1}{4} \text{ 以上}$	$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員の定数}} \times \frac{1}{10}$
指定都市以外の市議会議員選挙		
町村議会議員選挙		
指定都市の市長選挙	$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{4} \text{ 以上}$	$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$
指定都市以外の市長選挙		
町村長選挙		

候補者の得票数が法定得票数を得ていなければ当選人とならず、供託物没収点に達しないときは供託金が没収となり、自動車、ビラ、ポスターにかかる費用は公営されません。

2 制定内容

第 1 条 条例の趣旨について

本条例は、公職選挙法（以下「法」という。）の規定に基づき大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、及びポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めます。

第 2 条 選挙運動用自動車の使用の公費負担について

本条は、公職選挙法施行令（以下「施行令」という。）に定める額である 64,500 円に選挙運動期間の日数（無投票となった場合は告示日のみ）を乗じて得た金額の範囲内で、法に規定する供託物没収とならない限り選挙運動用自動車を無料で使用することができることを定めます。

第 3 条 選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について

本条は、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、候補者が一般乗用旅

客自動車運送事業者や、その他の者との間で有償契約を締結すること及び大磯町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に対して所定の届け出をする必要があること、第4条第2号に規定する選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用をそれぞれ個別に契約する場合は、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族であるときは、その者が業として行う者以外の場合は公費負担の対象とならないことを定めます。

選挙運動用自動車の使用の公費負担は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（タクシーやハイヤー貸切など、自動車、燃料及び運転手一括での契約）によるか、個別契約（レンタカー等の自動車の借入れ契約・燃料の供給契約・運転手の雇用契約）によるか、いずれかの方式になります。

第4条 選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続について

本条は、候補者が選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するにあたり、契約の区分ごとに公費負担額を定め、各事業者等からの請求に基づいて町から各事業者等に対し支払うことを定めます。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合

タクシーやハイヤー貸切などの選挙運動用自動車の使用された各日について同一の日につき自動車1台とし、施行令に定める額である1日当たり64,500円を上限として、選挙運動期間中に使用した合計金額となります。

	単価の限度額	使用日数の上限
大磯町議会議員選挙	各日について	5日
大磯町長選挙	64,500円	(候補者の届出日～選挙期日の前日までの日数)

■請求の上限額 64,500円×5日間=322,500円

- (2) 一般運送契約以外の契約（個別契約）である場合

ア 選挙運動用自動車の借入れ契約

レンタカーなどの選挙運動用自動車の使用された各日について、同一の日につき自動車1台とし、施行令に定める額である1日当たり15,800円を上限として、選挙運動期間中に使用した合計金額となります。

	単価の限度額	使用日数の上限
大磯町議会議員選挙	各日について	5日
大磯町長選挙	15,800円	(候補者の届出日～選挙期日の前日までの日数)

■請求の上限額 15,800円×5日間=79,000円

イ 選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約

選挙運動用自動車に供給した燃料の代金として、施行令に定める額である1日当たり7,560円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額を上限として、選挙運動期間中に使用した合計金額となります。

	単 価	使用日数の上限
大磯町議会議員選挙	7,560 円	5 日
大磯町長選挙		(候補者の届出日～選挙期日の前日までの日数)

■請求の上限額 7,560 円×5日間=37,800 円

選挙運動用自動車に給油した燃料代が公費負担の対象です。公費負担額は給油した燃料代の総額と請求の上限額を比較して、いずれか低い方の金額となります。

ウ 選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約

選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について、同一の日につき運転手1人とし、施行令に定める額である1日当たり12,500円を上限として、選挙運動期間中に従事した合計金額となります。

	単価の限度額	従事日数の上限
大磯町議会議員選挙	各日について	5 日
大磯町長選挙	12,500 円	(候補者の届出日～選挙期日の前日までの日数)

■請求の上限額 12,500 円×5日間=62,500 円

第5条 選挙運動用自動車の使用の契約の指定について

本条は、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき、タクシーやハイヤー貸切などの一般運送契約と、レンタカー借上げなどによる場合の一般運送契約以外の個別契約の両方が締結されている場合には、候補者が指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同一の日に利用することができないことを定めます。

第6条 選挙運動用ビラの作成の公費負担について

本条は、第8条に定める額の範囲内で、法に規定する供託物没収とならない限り選挙運動用ビラを無料で作成することができることを定めます。

第7条 選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出について

本条は、選挙運動用ビラ作成の選挙公営制度を利用するにあたり、候補者が作成業者との間で有償契約を締結すること及び委員会に対して所定の届け出をする必要があることを定めます。

第8条 選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について

本条は、候補者が選挙運動用ビラの選挙公営制度を利用するにあたり、公費負担額を定め、作成業者からの請求に基づいて町から作成業者に対し支払うことを定めます。

ビラの作成について、施行令に定める額である1枚当たり7円51銭を上限として、これに法に定めるビラの上限枚数を乗じて得た金額の範囲内となります。

	単価の限度額	頒布できるビラの枚数の上限
大磯町議会議員選挙	1枚当たり	1,600枚（法第142条第1項第7号）
大磯町長選挙	7円51銭	5,000枚（法第142条第1項第7号）

■請求の上限額

大磯町議会議員選挙 $7円51銭 \times 1,600枚 = 12,016円$

大磯町長選挙 $7円51銭 \times 5,000枚 = 37,550円$

■大磯町議会議員選挙における公費負担額の例

〔例1〕選挙運動用ビラ1,700枚の作成を8,500円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $8,500円 \div 1,700枚 = 5円$

請求の上限(公費負担の対象となる)額は、 $5円 \times 1,600枚 = 8,000円$

〔例2〕選挙運動用ビラ1,500枚の作成を12,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、 $12,000円 \div 1,500枚 = 8円$

請求の上限(公費負担の対象となる)額は、 $7円51銭 \times 1,500枚 = 11,265円$

■頒布できるビラの条件（法第142条第8項・第9項）

- ・大きさ 長さ29.7cm、幅21cm（A4版）以内
- ・表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載し、2種類以内で、委員会から証紙の交付を受けてビラに貼り付ける

第9条 選挙運動用ポスターの作成の公費負担について

本条は、第11条に定める額の範囲内で、法に規定する供託物没収とならない限り、ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターを、無料で作成することができることを定めます。

第10条 選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出について

本条は、選挙運動用ポスター作成の選挙公営制度を利用するにあたり、候補者が作成業者との間で有償契約を締結すること及び委員会に対して所定の届け出をする必要があることを定めます。

第11条 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について

本条は、候補者が選挙運動用ポスターの選挙公営制度を利用するにあたり、公費負担額を定め、作成業者からの請求に基づいて町から作成業者に対し支払うことを定めます。

ポスターの作成について、施行令に定める1枚当たりの単価（525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額）を上限として、これに上限枚数（ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内となります。

	単価の限度額	掲示場に掲示できるポスターの枚数の上限
大磯町議会議員選挙	1枚当たり	70枚
大磯町長選挙	4,961円(※)	(大磯町のポスター掲示場の数)

※1枚当たりの単価の限度額

$$(525\text{円}6\text{銭} \times 70\text{個所} + 310,500\text{円}) \div 70\text{個所} = 4,960.77\text{円}$$

1円未満の端数がある場合は、端数を1円とするので、4,961円となる

■請求の上限額

$$4,961\text{円} \times 70\text{枚} = 347,270\text{円}$$

■公費負担額の例

選挙運動用ポスター100枚の作成を200,000円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、200,000円÷100枚=2,000円

請求の上限(公費負担の対象となる)額は、2,000円×70枚=140,000円

■掲示場に掲示できる選挙運動用ポスターの条件（法第144条第4項・第5項）

- ・大きさ 長さ42cm、幅30cm 以内
- ・表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては、名称）及び住所を記載する

第12条 委任について定めます。

この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則等で定めます。

附則 施行期日について定めます。

この条例は、公布の日から施行します。

附則 適用区分について定めます。

この条例は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用します。

総行選第 37 号
令和 2 年 6 月 12 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長

殿

総 務 大 臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第 201 回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 2 年法律第 45 号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の改正は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として行われました。

貴職におかれましては、改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第 1 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の

対象とするものとされたこと。（新法第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項関係）

- 1 選挙運動用自動車の使用
- 2 選挙運動用ビラの作成
- 3 選挙運動用ポスターの作成

第 2 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を 1,600 枚とするものとされたこと。また、ビラの種類、頒布方法、規格等は市議会議員選挙と同様とするものとされたこと。（新法第 142 条第 1 項第 7 号等関係）

第 3 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

- 1 町村議会議員選挙について供託金制度を導入するものとし、その額を 15 万円とするものとされたこと。（新法第 92 条第 1 項関係）
- 2 供託物没収点は、市議会議員選挙と同様とするものとされたこと。（新法第 93 条第 1 項関係）

第 4 施行期日等

- 1 公布の日から起算して 6 月を経過した日（令和 2 年 12 月 12 日）から施行するものとされたこと。（改正法附則第 1 項関係）
- 2 新法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第 2 項関係）

関係法令

○公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号） 抜粋

令和 2 年 6 月 12 日公布、12 月 12 日施行

(供託)

第九十二条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。）を供託しなければならない。

一 ～ 八 略

九 町村の議会の議員の選挙 十五万円

十 町村長の選挙 五十万円

2・3 略

(公職の候補者に係る供託物の没収)

第九十三条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第一項の供託物は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては国庫に、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙にあつては当該地方公共団体に帰属する。

一・二 略

三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一

四 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の十分の一

2 略

(自動車、船舶及び拡声機の使用)

第四百四十一条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は船舶及び拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条において同じ。）一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

一・二 略

2～6 略

7 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項の自動車を無料で使用することができる。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者に係る供託物が第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国庫に帰属することとならない場合に、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者たる参議院名簿登載者が当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の第九十四条第三項第一号に掲げる数に相当する当選人となるべき順位までにある場合に限る。

8 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。

（文書図画の頒布）

第一百四十二条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

一～六 略

七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書八百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ千六百枚

2～9 略

10 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号から第二号までの通常葉書及びビラを無料で作成することができる。この場合においては、第一百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。

11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第七号までのビラの作成について、無料とすることができる。

12・13 略

（文書図画の掲示）

第一百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

一～四 略

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

2～13 略

14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第四百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。

16～19 略